



谷原小だより 11月号

平成27年11月2日

練馬区立谷原小学校

校長 鈴木 英明

★思いやりの心

校長 鈴木 英明

9月から行ってきた6年生岩井移動教室、5年生武石移動教室、くすのき学級岩井宿泊学習を無事に終わることができました。移動教室の目的の一つに友達と寝食をともにすることで、集団生活の楽しさを味わい、人間関係を深めるということがあります。

しかし、集団生活では、一人一人が、「自分のことは自分です」、「集団のルールを守る」、「人の嫌がることをしない」、「困っている子に手を差し伸べる」といった行動をとっていかなければ、楽しむことができません。また、勝手が通らない集団生活を体験してこそ、さりげない配慮にも感謝できる気持ちがわいてくるのだと思います。

移動教室では、朝会、レクリエーションの進行など、宿舎での生活すべてに役割があります。子供たち一人一人が自分の役割を果たす活躍も立派でしたが、他の子供たちがそれに協力し、係の子供たちの達成感が十分に得られたことが、素晴らしかったです。子供たちの目が真剣になったのは、おみやげ選びでした。家族を喜ばせたいという子供たちの切なる思いが感じ取れ、とても温かい気持ちになりました。そして、何よりも嬉しかったのは、移動教室を通してお世話になった方々に「ありがとうございました」と感謝の気持ちを表し、自分のすべきことを自分ですることで相手の気持ちに応えようとしていたことです。また、移動教室から帰ってきた教員に保護者からの「お世話様でした。」「ありがとうございます。」という、ねぎらいの一言も教員の心にしみるものであったことでしょう。

私は、ふと、ドロシー・ロー・ノルト氏が、『子は親の鏡』という詩の中で「分かち合うことを教えれば、子どもは思いやりを学ぶ」と書かれていることを思い出しました。生活の中で、時間、スペース、エネルギーなど、人間同士が分かち合っているものを子どもたちに教えていくことが思いやりを育てることだということです。

食事をする時、自分より先に子どもやお父さんに料理を取り分けてあげるお母さん。服についている糸くずをそっと取ってあげるお母さん。重い物を動かすときにさりげなく手を貸し合う親子。そのような家庭の雰囲気の中で子供の思いやりの心が育っていきます。家族どうしの思いやりが、やがては乗り物の中で老人や赤ちゃんをつれた人に席をゆずる親の姿を見て、一緒に席をゆずるようになり、自分から進んで席をゆずるようにもなっていきます。もちろん、そうした行動を認めてあげ、褒めてあげることも必要なことです。

人間はだれもが弱さや欠点をもっています。その人間同士が日々の生活の中で時には対立し、時には共感しながら互いに支え合い、分かち合っているのが人間社会です。だからこそ人間という平等な立場で相手のことを深く考え、何をしてあげるのがよいのか、何をしてはいけないのかと思いを巡らせ、行動していくことが大切なのではないでしょうか。とかく自分の都合が優先し、人の責任を質し合う世の中ですが、教員は保護者の子育てをねぎらい、保護者は教員の苦労をねぎらう、そんな思いやりや感謝の気持ちを持ちながら教育にあたっていきたいと思います。

最後に、11月14日(土)に学校心理士の齋藤 登先生を講師にお招きし、道徳授業地区公開講座を行います。家庭における道徳教育と題し、子供の成長と親のかかわりをテーマに講演をいただきます。ぜひ、多くの方々にお話をお聞きいただけますようお願い致します。また、11月19日～20日には、展覧会を開きます。20日の保護者鑑賞日には、ぜひ子供たちと一緒にご家族で参観していただき、子供たちの頑張りを認め、励ましていただきたく、ご来校をお待ちしております。



5年武石移動教室(朝の体操)

展覧会にむけて

改築された谷原小学校の体育館で、初めての「展覧会」です。図工の時間に子供たちがのびのびと楽しく活動した成果をごらんください。それぞれの作品をよく見ていると、試行錯誤する子供たちの姿が浮かんできます。図工室では、下記のような話をしています。

ず = ずのう たくさんかんがえよう いいことおもいつこう
こ = こころ たくさんかんじよう ざいりよう いろ かたち しぜん
う = うでまえ いろいろためそう どうぐもざいりようもしょうずにつかおう

作品は、個人のもものと学年のみんなで作った作品、そして子供たちの大好きな兄弟学年の作品など多種にわたります。5、6年生は、家庭科の作品も展示します。

どうぞ、子供たちの作品をゆっくりとご覧ください。

展覧会テーマ

やわらっ子 アートワールド
— 感じる心 あらわす思い —

くすのき学級より

10月26日(月)から28日(水)まで岩井宿泊学習に行ってきました。

特別支援学級は全員参加なので、1年生から4年生までの児童8名と教員での2泊3日です。

1日目は、鋸山・日本寺へ行きました。わくわくして乗ったロープウェイは「えっ、もう着いちゃうの。」と4分で終わり。その後は、たくさん歩いてスリル満点の地獄のぞきへ行きました。

2日目は、1番楽しみにしていたマザー牧場。ファームツアーで牛舎に入り、赤ちゃん牛を見たり、羊にえさやったり、牧羊犬の仕事を見たりしました。ウサギやモルモットを抱っこしてふわふわの感触も楽しみました。最後にお土産を買って、大満足でした。

3日目のメインはみかん狩り。どの児童も甘いみかんを食べたいと、必死にオレンジ色のものを捜しました。家よりもたくさんほおぼってしまったようです。6月の軽井沢宿泊学習について2回目なので、前回より身の回りのことがスムーズにできる児童が多くなりました。宿舎では、同じ練馬区内の大泉第三小学校のいちょう学級、大泉学園小学校のひまわり学級、大泉東小学校のさくら学級と一緒に体育館での室内レクリエーションをしたり、食事をしたりして、親交を深めました。



移動教室を終えて～5年武石～

初めての移動教室を終えて

「君たちは谷原小の看板を背中に付けていると考えて行動しなさい。」
これは、移動教室に向けて初めて子供たちに話した言葉です。事前の学習においても仲間と学び合うことの大切さを指導してきました。行動班に分かれ、それぞれの仲間と協力して下調べのまとめをすることに、多くの時間はいりませんでした。また、生活班の活動でも慣れない生活を見据え、5年生全員がきちんと3日間生活できるようみんなが頑張って取り組みました。

移動教室本番では、事前の子供たちの頑張りを天が見てくれたのか、3日間とも天気に恵まれ、全行程を予定通りに行うことができました。命の尊さを改めて考えさせられた鷹山ファミリー牧場。少し肌寒かったキャンプファイヤー。長い距離を歩いたハイキング。本当に怖かったきもだめし。りんごってこんなに甘いんだと思った松井農園。人類の進化を教えられた群馬県立自然史博物館。そして、3日間ともに過ごした仲間との日々。

どれをとっても子供たちは自分ですべきことを理解し、谷原小の5年生として恥ずかしくない振る舞いをしていました。特に、あいさつと返事に関しては、お世話に全ての人からお褒めの言葉を頂きました。

移動教室で学んだことを今後の学校生活に生かし、6年生にも負けない立派な姿を見せられるよう担任一同指導にあたります。

保護者の皆様には朝早いお見送りとお帰りのお出迎えなど、多くの御理解・御協力を頂きました。どうもありがとうございました。

5年担任 野島 泰一 大倉 加奈子

なかよし公園ランチ

特別活動部 関谷 宣明

今年度から学年の遠足を始めた為、授業時数の関係から全校遠足を中止としました。しかし「子供たちにとって楽しい全校遠足をなくすだけでは良くない！」との思いから、「授業時数を確保しながらも、いつもと違った場所でお弁当、おやつを食べて、少し遊べる時間」を作ろうと、教員皆であれこれ考えたのが「なかよし公園ランチ」です。

出発から帰校するまで約80分という短い時間でしたが、兄弟学年で楽しくお弁当おやつを食べることができ、谷原っ子の仲がより深まりました。

ご家庭にあっては、お弁当とおやつ、水筒などの準備をしてくださり、心より御礼申し上げます。

誠にありがとうございました！

追伸：どの学年も5、6時間目の授業をしっかりとできました。



11月の予定

日	曜	予定
1	日	
2	月	美化日
3	火	文化の日
4	水	健康の日 避難訓練
5	木	就学時健診 安全指導日
6	金	合同運動会(特支)
7	土	
8	日	
9	月	委員会
10	火	なかよし造形活動
11	水	なかよし造形活動
12	木	
13	金	
14	土	学校公開(道徳授業地区公開講座)
15	日	
16	月	
17	火	校区別協議会(5時間授業)
18	水	展覧会オープニング集会
19	木	展覧会(児童鑑賞日)
20	金	展覧会(児童鑑賞日・ *保護者鑑賞 15:00~)
21	土	展覧会(保護者鑑賞日) 児童は登校せず
22	日	
23	月	勤労感謝の日
24	火	読書旬間
25	水	↑
26	木	クリーン運動
27	金	
28	土	
29	日	
30	月	↓ クラブ 連合音楽鑑賞教室5年

ふれあい月間

生活指導主任 村上 美予子

11月に今年度2回目の「ふれあい月間」を迎えます。今回は、「いじめ防止」「人権」等をテーマに、授業やアンケートを行ったり、委員会での取り組みを発信したりする予定です。

いじめのない学校づくりは、ご家庭のご協力なしではできません。「いじめ」はいかなる理由があっても許されないことを伝える、子供が発信するサインを見逃さないなど、日頃からコミュニケーションを十分にとり、子供たちが楽しい学校生活を送ることができるよう、連携をお願い申し上げます。

「いじめ」の定義

この法律において「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法 第2条

夏休みの課題で取り組んでいただいた

「いじめ防止ポスター」をクラスで1点選出し、掲示しています。ご来校の際は是非ご覧ください。

